

広報 ひろば **たいせつ**

9月号目次

- P 2～4 … たいせつなここがポイント
- P 5～6 … たいせつHOTニュース・生産資材課からのお知らせ
- P 7 …… JAグループ通信
- P 8～9 … 軽減税率について
- P 10 …… 理事会・監事会からのご報告・たいせつのあゆみ
法律相談日のご案内



 **たいせつ**



8月24日 第11回田んぼアートフェスティバルが開催されました

ホームページURL <http://www.jataisetu.or.jp/>

たいせつなここがポイント

JAたいせつ営農部 農産販売課



本年は春先から好天に恵まれていたこともあり、ほ場毎に刈り取りの適期が大きく異なることが予想されますので、試し刈りや下見検査で玄米の状況を十分に確認し高品質米を出荷できるように努めましょう。

◆適期収穫に向けて！

1 籾の熟色での判断

成熟期に近づくと、籾の黄化は晴天の日で1日あたり3%程度進むため、遅れ穂を除いた90～95%の籾が黄化した時期が成熟期（刈取時期）です。

2 玄米サンプルによる判定

整粒歩合80%以上を目標として収穫日を予測します。整粒60%以上の稲の場合、晴れの日で1日当たり2%程度の青米が整粒になると判断します。ほ場の生育差が大きい場合には、1回だけの判定では困難なので再度玄米判定を行います。また、判定の結果刈取適期が1週間以上先の場合も再度玄米判定をして下さい。

～次年度に向けてのほ場準備～

この時期からの準備が次年度の品質や収量に大きく影響するため、ほ場の準備を始めましょう。

1. 適正な稲わら処理

排水不良田では水田外に搬出し、堆肥化して水田に還元しましょう。また、稲わらのほ場焼却に伴う煙は、環境汚染や道路交通障害、健康被害の要因となるばかりか、産地の評価を低下させる大きな原因となります。特にたいせつ地域は他地域の方の目に留まる機会も多いですので、野焼きは絶対に行わず堆肥等に活用しましょう。



2. 稲わらの鋤き込み

鋤き込みは透排水性の良好な水田のみとし、実施する場合は収穫後なるべく早い時期に行いましょう。鋤き込み深さは極浅くし（5cm程度）、土と良く混和して下さい。水田内に稲わらを放置しておくこと、水田の乾燥不良や土壌還元（ワキ）の発生原因となり、初期莖数が十分に確保できなくなってしまいます。

3. 透排水の改善

収穫後、ほ場内に滞水があるとは場の乾燥が遅れ来年の春作業が遅れますので、溝切りや心土破碎を実施して透排水性改善を図りましょう。

4. ワキの激しいほ場の改善のために

ワキの激しいほ場（写真1参照）はケイ酸や鉄が不足している可能性があるため、水田の土壌診断を実施し、土壌の調整を行いましょう。



写真1 ワキが激しいほ場の根



1 小麦

◆秋播き小麦のは種準備

① は種前に心土破碎・サブソイラ等の排水対策を実施し、は種適期（表1参照）を逃さないようにしましょう。

表1：は種適期

品種	播種適期	播種密度	適正播種量（40g/千粒重）
きたほなみ	9月12日～18日	140粒/m ²	5～7kg/10a

- ② 連作障害や雑草の繁茂により収量に大きな影響を与えることから、耕起前に必ず雑草処理を行いましょう（表2参照）。

表2：主な除草剤

除草剤名	使用量（10a）	使用時期	安全使用基準	対象雑草
ラウンドアップ マックスロード	200～500ml	耕起前まで	3回以内	イネ科雑草
タッチダウンIQ	250～500ml		1回	
クサトリキング	250～1000ml		3回以内	

- ③ 秋まき小麦作付予定ほ場では、pHの測定を行い目標pHは5.5～6.0を目安に調整しましょう。

◆春小麦収穫後に秋播き小麦をは種する場合

春まき小麦の野良生えが懸念される為、プラウ耕により種子を埋没させるか、ロータリー耕を行って発芽させた後にもう一度ロータリー耕を行い処理するなど、収穫後の処理を確実にし、来年度の収穫時に春小麦が混ざらないようにしましょう。

◆雪腐病・コムギなまぐさ黒穂病にご注意を！

◆雪腐病対策

北海道の秋まき小麦の安定生産を阻害する要因の1つとして、雪腐病があります。雪腐病は耕種的な防除を除けば、根雪前の薬剤散布のみのため下表を参考に薬剤散布を行い、雪腐病等の病害防除に努めましょう。

《雪腐病に対する主な登録薬剤》

薬剤名	使用量	使用時期	使用方法
フロンサイド水和剤	1000倍 60～150L/10a	根雪前	散布
リゾレックスベフランフロアブル	500～750倍 200～133ml/10a		

～コムギなまぐさ黒穂病とは？～

小麦の子実内に黒褐色の胞子が充満し生臭い異臭を発生させる病害で、北海道内では1900年前後や1920年に発生して以来確認されていませんでしたが、ここ数年で発生地域・件数ともに急速に拡大しており、当地区においても発生が確認されています。近年まで大規模な発生が確認されていなかったこともあり、防除対策が確立されておらず、病害の確認は出穂後でなければ難しいです。また、収穫作業などで健全な子実と胞子が付着すると、異臭麦となって品質を著しく低下させることから民間流通麦として取り扱うことができません。来季以降も発生と蔓延を防止するためにも基本技術の励行を徹底しましょう。

◆発病穂・子実の特徴

発病穂は出穂期以降に健全穂と比較して草丈がやや短くなる（写真1参照）傾向があり、ひとつの株の中に健全穂と発病穂が混在します。乳熟期頃から子房が黒色の粉状物（カビの胞子）で満たされて子実が肥大化し、小穂の並びが乱れて穂の外観がいびつになります（写真2参照）。また、健全子実の細長い形状と比較して丸みを帯びた球状になります（写真3参照）。

写真1 草丈の違い



※罹病穂と周りの健全な穂とは、同じ株内でも草丈に大きな差が生じる

写真2 子実外観の違い



健全な穂 発病した穂

写真3 穂外観の違い



↑健全子実

↑発病子実

◆伝染経路

なまぐさ黒穂病の感染経路は「土壌伝染」と「種子伝染」の2パターンがあると考えられており、発芽後の比較的早い段階（1～3葉期頃）に感染するとされています。その後は穂に症状が出るまで外観から感染を判断することは難しいです。

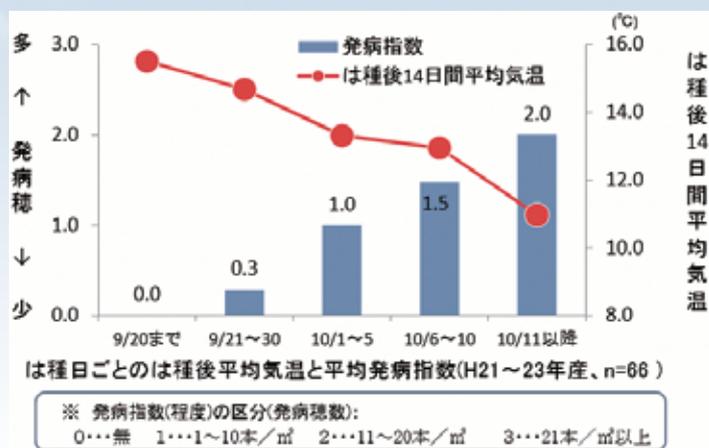
◆発病後の対応

発病が確認されたほ場については、何年休ませれば良いのか解明されておらず、他作物への適正輪作も

しくは廃耕が基本となり、「周辺に胞子を飛散させない・被害を拡散させない」という観点から、麦稈はほ場外に持ち出さずに深く反転してすき込み、使用した機械の洗浄を徹底します。すき込んだ麦が野良ばえし、発病すると出穂後新たに厚膜胞子が作られるため、出穂前までにすき込むか、除草剤などで処理を行うことが重要となります。

◆発生の抑制と対策

- ① は種時の土壌水分が高く、地温 15 度以下の比較的低い温度で感染しやすくなります。遅まきであるほど発生の危険性が高まりますので、適期は種を実施しましょう。
- ② 排水対策の実施や土壌 pH の改良を実施するとともに、深播きを避けて出芽を停滞させないことも重要です。
- ③ 小麦の連作が発生の大きな要因となっている可能性があります。計画的な輪作を実施しましょう。



播種日が遅いほど発病指数は高い傾向にあります。遅い播種は、気温も低くなり、感染しやすい。

→罹病のリスクが高まる!!

2 大豆

◆収穫作業に向けて

まもなく大豆の収穫作業が始まります。子実や茎水分の状況を把握し、適期収穫に努めましょう。

◇刈取り時期の目安(子実水分 20%以下・茎水分 40%以下から収穫)

- ① 熟莢 80～90%で収穫しましょう。但し汚粒原因のわい化病株、雑草は必ず抜き取りましょう。
- ② 収穫時期が遅れると裂皮、色あせをおこし、品質低下の原因となりますので、適期収穫を心がけましょう。

7月26日（金） JAたいせつ・上川RT合同での労働安全衛生研修会開催

職員の労働災害未然防止や疾病防止を目的に設置している労働安全衛生委員会では毎年その目的にあわせた研修会を開催しています。

平成26年度より上川ライスターミナル（株）との合同開催を行っており、本年度は7月26日（金）業務終了後に役職員82名、上川ライスターミナル社員8名が集まり、松原組合長（兼上川RT代表取締役社長）の開会挨拶に引き続き、北農健保組合保健指導課の高橋真実保健師を講師に迎え、「労働災害未然防止のための体の柔軟性について」と題して講演が行われました。

年齢が高齢になるにつれて体の柔軟性が低くなってきています。歩いている時に段差の少ない場所ですまづいてしまう、不意な事故で受け身が取れない、また、柔軟性の不足から肩こりや腰痛の原因となることが多々あるとの事です。簡単にできる柔軟体操を取り入れながらの講演を職員が熱心に聞き入れ、改めて労働災害未然防止や健康管理の重要性を理解したのではないかと考えます。講演後、今年度採用の共済課・奥野さん、農産販売課・諸橋さん、生産資材課・山崎さん、金融課・南條さん、営農施設課・平田さん、機械燃料課・宮崎さんと昨年度上川RTに採用された総務部の塚田さんらを先頭に参加者全員で安全宣言を唱和しました。

これからJA、上川RTとも繁忙期に向かうため労働災害等の防止に努めるようにと山原専務より挨拶があり閉会となりました。



7月26日（金） たいせつ農協東鷹栖年金友の会日帰り旅行



たいせつ農協東鷹栖年金友の会親睦会（日帰り旅行）を小樽方面にて37名の参加により開催いたしました。

気温は高く曇り空の中での出発となりましたが、天気予報は1日雨の予報でバスの中では皆さんとても心配そうでした。

小樽水族館では水槽展示、イルカショーを鑑賞し、久しぶりの水族館に皆さんとても喜んでいました。

昼食は古い倉庫を改装した食堂でバイキングとなりましたが、午前中に沢山歩いたせいか、皆さんお代りに行くほど美味しく頂きデザートもぺろりと食べていました。

昼食後は小樽探索の自由行動となり、お土産をたくさん購入していました。

旅行中は雨もほとんど降らず、無事に終える事が出来ました。

来年も楽しい日帰り旅行が出来るように計画しますので、多くの方の参加をお待ちしております。

7月29日（月） 役員コンプライアンス研修会開催

第4回理事会終了後、役員コンプライアンス研修会を開催致しました。この研修は規程に定められ毎年実施しており、JA北海道中央会旭川支所 田中新吾氏を講師としてお招きし、「不祥事を発生させない職場づくりに向けて」と題し講演を頂きました。

平成30年度の不祥事件発生状況、過去10年の不祥事件の分析を基に、当JA不祥事件を未然に防ぎ、また、発生させない為の職場づくりの重要性について研修致しました。内容として、特に上司と部下とのコミュニケーションの重要性を認識し、「報告・連絡・相談」が円滑な風通しの良い職場にすることで、部下の不正の兆候を見抜くことができ、また、職員との積極的な会話によって職員自らの存在意義やモチベーション向上に繋がる事を学びました。

役員からは複数の質問等が出され、JAたいせつがコンプライアンスの遵守と社会的信用の向上を果たせる組織として活動して行く事が改めて確認されました。



8月1日 (木) 職員コンプライアンス研修会開催

8月1日(木)業務終了後に役職員82名が集まり、職員コンプライアンス研修会が開催され、当JAのコンプライアンス統括責任者である伊藤彰則総務部長が講師を務め、『「あっ、忘れてた」は何で起きる』と題して講演が行われました。

前半は当JAでのコンプライアンス事故の部署別発生状況や道内JAの不祥事発生状況について、後半は題目のようなうっかりミスが起こるメカニズムについて解説いただきました。同じ「し忘れ」にも要因は複数あり、また年齢関係なく誰にでも起こりえる要因もあるため完全に無くすことは難しいですが、自身を見つめ直すことで要因を特定し対策できることを学びました。最後に職員みんなで協力確認し、牽制し合いながら事務ミスをなくしていこうという認識を共有し、閉会となりました。



8月2日 (金) たいせつ農協年金友の会 合同パークゴルフ大会開催



鷹栖町丸山パークゴルフ場にてたいせつ農協年金友の会合同パークゴルフ大会が55名の参加により開催されました。

当日の朝は涼しく過ごしやすい環境でしたが、日が昇るにつれて徐々に気温が上昇し、猛暑の中での大会となりました。

その様な状況でも、参加者の方々は日頃の腕前を發揮され9名の方がホールインワンを出すなど素晴らしいショットが多く、一打を争う熱戦となり、大変盛り上がった大会となりました。

参加者の皆さんお疲れ様でした。初心者から上級者関係なく楽しい大会になるように努めていきますので、多くの方の参加をお待ちしています。

大会の結果は次のとおりです。(スコアはハンデを含んでいます)

男性の部			女性の部		
優勝	山崎	怜さん (スコア 94)	優勝	高畑登美子さん (スコア 101)	
準優勝	坂本	武さん (スコア 95)	準優勝	安部ハル子さん (スコア 103)	
3位	原	隆幸さん (スコア 96)	3位	古川 厚子さん (スコア 104)	

生産資材課からのお知らせ

農薬の返品について

病害虫防除終了後の余った農薬につきましては、9月13日(金)までの返品をお願いいたします。

これから使用される農薬につきましては、使用終了後の返品で構いません。

※有効期限が過ぎている物や汚泥品、破損・開封済み等の農薬につきましては、返品を受けることが出来ませんので予めご了承ください。

毒劇物の購入の際には、必ず印鑑をご持参頂きますようお願いいたします。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

10月1日の消費税引き上げに伴い、9月下旬については肥料の配送等が大変込み合うことが想定されます。配送については皆様のご希望に添えるよう計画的に行う予定ですが、若干配送を早めて参りたくお知らせいたします。

また、店舗内においては、一般商品を購入されるお客様で込み合う可能性もあり、今後、商品のご購入を検討されている方につきましては十分に検討された上、早めのご購入をお願いいたします。

J A 北海道中央会



7月31日にJ A北海道中央会と各連合会の役員にて、吉川農林水産大臣を含む農林水産省幹部職員及び道内選出与党国会議員等に対して、令和2年度国費予算概算要求に向けた要請運動を実施いたしました。「持続可能な北海道農業の確立に向けた政策提案」に基づき、農業予算の万全な確保に加え、国際貿易協定・交渉対策や労働力確保対策に向けた支援強化、各作物の需給安定対策の構築等を要請しました。また「食料・農業・農村基本計画」と「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「経営所得安定対策の交付単価」の見直しに向けては、家族経営基盤の維持・強化の視点や生産現場の実態を踏まえた議論を進めるよう要望しました。

引き続き、J Aグループ北海道の政策提案の実現と日米貿易協定交渉については、「農業経営や生産基盤に影響がでないよう適切な国境措置の確保」、「北海道農業を犠牲としない毅然とした対応」を政府・与党に求め、今後も北海道の農家・組合員が安心して営農できるよう取り組んで参ります。



J Aグループ通信

J A 北海道信連



地元プロ野球チーム・ファイターズのスポンサーイベントデーとして、7月19日、J Aバンク北海道スペシャルナイターを札幌ドームで開催しました。本イベントは、昨年に引続き2回目になります。今回は、新たにJ A特産品の物販コーナーを設けた他、参加J Aの女性職員から対戦チーム両監督への花束贈呈を行いました。また、中央会などとも連携して、サポーターづくりに向けたPRを実施しました。



J A 共済連北海道



7月18日に札幌・共済ホールにて「全道L A・スマサポ大会」が開催され、平成30年度普及活動で優秀な成績を収められたL A33名と、スマイルサポーター11名が登壇し表彰されました。

J A共済では、これからも「3Q訪問活動」と「あんしんチェック（保障点検活動）」の実践を通じて、組合員・地域利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」の提供に努めてまいります。



ホクレン



ホクレンと北海道日本ハムファイターズが連携して、同球団の発信力を生かして北海道農業の魅力を伝える「北海道農業応援プロジェクト」の取り組みが6月28日より開始しました。その一環として、7月13日に同球団マスコットの「ポリー」と「B☆B」が、ホクレン食と農のふれあいファーム「くるるの杜」にて、窯焼きピザを調理する体験イベントを開催し、消費者との交流を深めながら北海道産農産物のPRをしました。



J A 北海道厚生連



組合員ならびに地域住民の皆様の生命と健康を守るため、本会事業の積極的な啓蒙推進を図ることを目的として、広報誌「すまいる」を発行しております。

このたび紙面をリニューアルし、より読みやすくさらに健康に役立つ医療・健康情報を発信しております。

ホームページにもバックナンバーを掲載しておりますので、是非ご一読ください。



J Aグループ北海道の連合会・中央会の活動内容を紹介します。各団体の詳しい取り組み内容はWEBサイトをご覧ください。



令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈令和元年6月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8%	43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事様		
令和XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



理事会からのご報告

令和元年七月二十九日
第四回理事会で次の案件
について協議し承認決定
されました。

一、令和元年年度固定資産取
得について

固定資産（計画内）二
件の取得について原案通
り承認決定されました。
二、定款第五十七条三項に
よる組合と理事の契約承
認について

理事に対する貸付二件、
理事が役員を務める子会
社に対する一件について
承認決定されました。
三、内部監査規程の改正に
ついて

原案通り承認決定され
ました。
四、旅費・実費弁償規程の
改正について

原案通り承認決定され
ました。
五、組合員持分譲渡承認に
ついて

相続による譲渡三件に
ついて承認決定されまし
ました。
六、東鷹栖市民ふれあい祭
りの協賛について

原案通り承認決定され
ました。
令和元年七月二十九日
第四回理事会で次の案件
について協議し承認決定
されました。

一、会計監査人監査（期中
一）について

七月十六日～十九日に
実施されたものの監査法
人監査の相当性について
協議され承認決定されま
した。

二、今後の日程について

原案通り承認決定され
ました。

8月

8月1日

労働安全衛生委
員会・企画会議

8月2日

職員コンプライ
アンス研修

8月5日

年金友の会本支
所合同パークゴ
ルフ大会

8月19日

田んぼアートの実
行委員会

8月24日

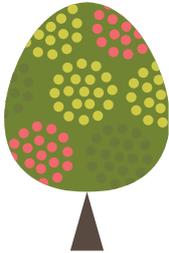
中間自治監査
27日

8月29日

第11回田んぼ
アートフェス
ティバル

8月30日

第5回理事会・
第5回理事会
農事組合長・町
内会長会議



第5回 法律相談日のご案内

JAでは、農地の売買・相続等に関する問題や、その他日常における法律問題について相談いただけるよう顧問弁護士による法律相談日を定期的に設けておりますので、事前にご予約の上お気軽にご利用ください。

●相談日時 令和元年9月27日（金）
午後3時から午後5時

●弁護士 田代 耕平 氏（札幌総合法律事務所）

●相談場所 本所営農センター 2F会議室

※お問い合わせ先

本所 営農部営農支援課
支所 鷹栖支所営農施設課

☎57-2357
☎87-4111

退職のご挨拶

営農部 営農施設課 考查役



川田 寿之

初秋の候、組合員の皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

私こと、八月三十一日をもちまして、長年お世話になりました「たいせつ農業協同組合」を退職いたしました。

顧みますと昭和五十三年四月、旧鷹栖農業協同組合に奉職以来四十一年の長きにわたり大過なく勤めさせていただくことが出来ましたのも、ひとえに組合員の皆さまをはじめ、役員のご指導ご厚情の賜物と心よりお礼申し上げます。

これからは、皆様から頂きました教訓を胸に新たな人生を歩んで参りたいと存じますので、今後とも変わらぬご指導、ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

令和という新たな時代が幕をあけました。未筆ながら、たいせつ農業協同組合並びに組合員、役員員の皆さまがますます発展されますことをご祈念申し上げます。長い間大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

営農部 農業振興課 農業振興係長



佐藤 洋二

初秋の候、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私こと、八月三十一日付けをもちまして、たいせつ農業協同組合を退職いたしました。顧みますと昭和五十三年四月に奉職以来、四十一年の長きに亘り務めさせていただきましたのも、偏に組合員の皆様方の温かいご指導ご支援の賜と心より厚くお礼申し上げます。

これからは皆様から頂きましたご教訓を大切に活かしながら、新たな人生を歩んで参りたいと考えておりますので、今後とも変わらぬご厚情の程お願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員皆様のご健勝とご多幸と、たいせつ農業協同組合の益々のご発展を、心よりご祈念申し上げます。退職のご挨拶とお礼にかえさせていただきます。

長い間お世話になりました。誠にありがとうございました。

お世話になりました

●退職

（令和元年8月31日付）

購買部生産資材課生産資材係

高田 実奈